

令和6年度新たに住民税非課税等となる世帯への 給付金のご案内

令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯に対し、1世帯当たり10万円を給付します。

また、その世帯において、基準日(令和6年6月3日)時点で18歳以下(平成18年4月2日生まれ以降)の児童を扶養していた場合、児童1人当たり5万円をこども加算として給付します。

給付対象世帯:基準日において、あま市の住民基本台帳に登録があり、令和6年度新たに住民税非課税世帯または住民税所得割が課税されていない方のみで構成される世帯

※住民税が課税されている方の扶養親族のみからなる世帯のほか、令和6年1月2日以降に日本へ初めて入国した方がいる世帯は対象となりません。

※令和6年度新たに住民税非課税または均等割のみ課税となる世帯が対象となりますので、令和5年度住民税非課税世帯給付(7万円)または均等割のみ課税世帯給付(10万円)の対象、令和5年度低所得者の子育て世帯物価高騰対策給付金(5万円)の対象となった世帯は除きます。

給 付 額:1世帯当たり10万円(1回限り)
児童1人当たり5万円(1回限り)

受 付 期 間:7月31日(水)～10月31日(木)(当日消印有効)

給 付 時 期:市が確認書を受理してから4週間程度を目安に順次給付します。

手 続 方 法:以下のどちらかの方法で手続きをしてください。

確認書による手続き

確認書送付対象者(基準日及び賦課期日(令和6年1月1日)時点であま市に住民登録がある世帯)に「給付要件確認書」を送付しますので、必要事項を記入のうえ、**10月31日(木)まで**に返送してください。書類審査後に給付します。

申請書(請求書)による手続き

次に該当する場合は「申請書(請求書)」を**10月31日(木)まで**に提出してください。書類審査後に給付します。

- ①基準日時点であま市に住民登録があり、令和6年1月2日以降にあま市へ転入した方がいる世帯
- ②令和6年6月4日(基準日の翌日)から令和6年10月31日までに生まれた児童
- ③別世帯で扶養している児童(学生寮で生活している場合など)

【添付書類】

- ・本人確認書類(運転免許証、マイナンバーカードなどのコピー)
- ・振込先口座の番号や名義人がわかるもの(預金通帳またはキャッシュカードのコピー)
- ・令和6年1月1日時点にお住まいの市区町村が発行する非課税証明書または課税証明書(①に該当する世帯)

備 考:提出書類は社会福祉課または子ども福祉課までお持ちいただくか、郵送でご提出ください。申請書は社会福祉課または子ども福祉課でお渡しするほか、コールセンターへ郵送送付をお申し出いただくか、市公式ウェブサイトからダウンロードできます。

問合先 給付金コールセンター ☎0120・313・317